

令和5年度 第1回金沢市交通まちづくり協議会

日時：令和6年3月25日（月）14時00分～15時20分

場所：金沢市役所第一本庁舎 7階 全員協議会室

会議次第

1. 開会

2. 挨拶

3. 議事

（1）報告事項

報告第1号

令和5年度事業報告

報告第2号

令和5年度収支決算見込

}

… 資料1

（2）審議事項

議案第1号

令和6年度事業計画

}

… 資料2

議案第2号

令和6年度収支予算

}

… 資料3

議案第3号 金沢市交通まちづくり協議会の組織改編について

4. その他

令和6年度の金沢市の取組等について

… 資料4

5. 閉会

金沢市交通まちづくり協議会委員及び出席者名簿

(敬称略)

役 職 名	委 員 名	備 考
金沢大学 融合研究域 融合科学系 教授	中山 晶一朗	副会長
金沢工業大学 工学部 環境土木工学科 准教授	片桐 由希子	
国土交通省 北陸地方整備局 金沢河川国道事務所長	桑島 正樹	代理出席:計画課長 水野 力斗
国土交通省 北陸信越運輸局 交通政策部 交通企画課長	新倉 孝礼	欠席
国土交通省 北陸信越運輸局 石川運輸支局長	猿谷 克幸	代理出席:首席運輸企画専門官 高橋 岳大
石川県 企画振興部 新幹線・交通対策監	有田 祐介	代理出席:交通政策課主事 鈴木 翔太
石川県 土木部 次長	駒田 秀一	
石川県 警察本部 交通部 首席参事官	西村 和市	代理出席:交通規制課課長補佐 宮下 真希
一般社団法人 石川県タクシー協会 専務理事	宮崎 芳信	
西日本旅客鉄道株式会社 金沢支社 地域共生室 企画課 交通企画室長	鹿野 剛史	
IRいしかわ鉄道株式会社 総務企画部長	杉藤 信之	
北陸鉄道株式会社 取締役自動車部長	高橋 航	
西日本ジェイアールバス株式会社 北陸支店長	大久保 範繁	欠席
石川県私鉄バス労働組合協議会 議長	窪田 正尚	代理出席:副議長 北村 謙二
金沢市町会連合会 副会長	外山 郁生	
金沢市校下婦人会連絡協議会 会長	能木場 由紀子	
一般社団法人 金沢経済同友会 副代表幹事	宮本 治郎	代理出席:常務理事・事務局長 徳田 学
金沢商工会議所 女性会 会長	富久尾 佳枝	
株式会社金沢商業活性化センター 代表取締役	嶋浦 雄峰	
金沢市副市長	新保 博之	会長
金沢市 土木局長	坂本 敦志	

事務局 : 金沢市都市政策局交通政策課

報告第 1 号

令和 5 年度事業報告

1. 地域公共交通確保維持改善事業

地域公共交通バリア解消促進等事業（バリアフリー化設備等整備事業）

＜ノンステップバス導入＞ 12台

北陸鉄道㈱ 6 台、北鉄金沢バス 6 台

＜福祉タクシー導入＞ 5 台

合同会社シースリー 1 台、株式会社オリエンタル 2 台、北陸さくら交通株式会社 2 台

※本協議会において計画承認（令和 5 年 8 月書面表決）し、交通事業者が補助申請

2. 金沢市交通まちづくり協議会執行事業

①金沢交通コンシェルジュの運営（金沢駅東広場交通案内所）

金沢駅東広場の案内所で観光客等の問い合わせに対応する交通コンシェルジュを配置

開設時間：9:00～17:00（うち 1 時間休憩）

休　　日：年中無休

人　　員：1 人

令和 5 年 4 月～令和 6 年 2 月案内件数：56,912 件（うち外国人 9,978 件）

（参考：令和 4 年度：60,028 件（うち外国人 3,733 件））



②金沢まちなか交通ガイドの作成

従来通りの紙媒体での印刷に加え、金沢MaaS推進事業費として、金沢まちなか交通ガイドをより便利で使いやすくするためデジタル化（日本語、英語）を実施

※物価高騰及びデジタル化のため、印刷部数減少

	R5年度印刷部数	(参考) R4年度印刷部数
日本語	12,600	18,000
英語	12,600	—
繁体字	7,000	—
フランス語	3,000	—
韓国語	2,000	—
簡体字	2,000	—
スペイン語	3,000	—
イタリア語	1,000	—
タイ語	1,000	—

③カーフリー‌デー2023 in 金沢の開催

過度に自家用車に依存せずに暮らせる生活を体験してもらうため、各事業を実施

日時：令和5年10月8日（日）10時～15時

場所：市庁舎前広場

内容：交通事業者キャラクターきぐるみ紹介、

バス・ユニバーサルデザインタクシー展示・乗車体験、

自動運転車両展示、交通施策紹介、デンマーク式自転車教室、

親子バス運転士体験、モビリティハブ待合空間の創出 等

※来場者数：約4,000名 （参考）令和4年度：約4,800名



【参考】地域運営交通「チョイソコかなざわ」

市内北部の公共交通が不便な地域において、高齢者等の日中の移動手段を確保するため、
町会連合会が事業主体となってAIデマンド交通「チョイソコかなざわ」を運行（令和5年4月から本格運行）

①地区

湖南地区、薬師谷地区、三谷地区、花園地区、医王山地区、夕日寺地区（5町会）

②内容

(1) 日時 月曜から金曜まで

午前8時から午後3時まで

(2) 運賃 300円/回：湖南、薬師谷

400円/回：三谷、花園、医王山、夕日寺（5町会）

(3) 台数 ジャンボタクシー2台

③実績（R5.4～R6.2）

会員登録数	のべ利用者数
1,707人	5,001人



令和5年度収支決算見込

歳入の部

(単位:円)

款	項	目	項目	現計 予算額	決算額	差引	備考
1	1	1	負担金 交通事業者	1,475,000	1,475,000	0	・交通コンシェルジュ 運営費 1,040,000 <内訳> 北陸鉄道 430,000 西日本ジェイアールバス 210,000 JR西日本 100,000 IRいしかわ鉄道 100,000 金沢駅構内タクシー会 100,000 バス停留所連絡協議会 100,000 ・まちなか交通ガイド（日本語版）作成費 435,000 <内訳> 北陸鉄道 192,000 西日本ジェイアールバス 49,000 金沢TMO 97,000 金沢駅構内タクシー会 97,000
			市	12,100,000	12,100,000	0	・交通コンシェルジュ 運営費 5,700,000 ・まちなか交通ガイド（日本語版、外国語版）作成費 4,500,000 ・カーフリーetc-2023in金沢 開催費 1,900,000
2	1	1	補助金 国	0	945,000	945,000	・地域運営交通（チョイソコ） 945,000
合計				13,575,000	14,520,000	945,000	

歳出の部

(単位:円)

款	項	目	項 目	現計 予算額	決算額	差引	備 考
2	1	1	事業費				
			交通コンシェルジュ	6,740,000	6,739,000	▲1,000	
			運営費				
			まちなか	4,935,000	4,936,000	1,000	<内訳>
			交通ガイド				日本語版
			作成費				外国語版
			カーフリーティー	1,900,000	1,900,000	0	
			開催費				
			地域運営交 通支援助成 金	0	945,000	945,000	
合 計				13,575,000	14,520,000	945,000	

議案第1号

令和6年度事業計画（案）

1. 地域公共交通確保維持改善事業

地域公共交通バリア解消促進等事業（バリアフリー化設備等整備事業）

＜ユニバーサルデザイン型タクシー・福祉タクシー導入＞

導入については調整中（国の要望調査待ち、別途計画承認伺います。）

※交通事業者が国へ補助申請する際には、協議会での計画承認が必要

2. 金沢市交通まちづくり協議会執行事業

①金沢交通コンシェルジュの運営（金沢駅東広場交通案内所）

金沢駅東広場の案内所で交通案内や観光客等の問い合わせに対応する交通コンシェルジュを配置

開設時間：9:00～17:00（うち1時間休憩）

休　　日：年中無休

人　　員：1人

②金沢まちなか交通ガイドの作成

従来通りの紙媒体での印刷に加え、金沢MaaS推進事業費として、金沢まちなか交通ガイドをより便利で使いやすくするためデジタル化（繁体字等6言語）し、紙での印刷を10%削減

※タイ語は需要減のため廃止

	R5年度印刷部数	R6年度印刷部数
日本語	12,600	11,340
英語	12,600	11,340
繁体字	7,000	6,300
フランス語	3,000	2,700
韓国語	2,000	1,800
簡体字	2,000	1,800
スペイン語	3,000	2,700
イタリア語	1,000	900
タイ語	1,000	—



③カーフリーデー2024in金沢の開催

マイカーを使わない公共交通優先の社会形成を周知するイベントを開催

日時：令和6年9月中旬頃

場所：市庁舎前広場及び広坂通り

内容：交通事業者、市民団体、飲食ブースの出展、交通施策紹介、親子交通体験ツアーの開催、自転車体験 等

令和6年度収支予算（案）

歳入の部

(単位:円)

款	項	目	項目	予算額	備考	(参考)前年度
1	1	1	負担金 交通事業者	1,524,000	<ul style="list-style-type: none"> ・交通コンシェルジュ 運営費 1,100,000 <p><内訳></p> <ul style="list-style-type: none"> 北陸鉄道 453,000 430,000 西日本ジェイアールバス 223,000 210,000 JR西日本 106,000 100,000 IRいしかわ鉄道 106,000 100,000 金沢駅構内タクシー会 106,000 100,000 バス停留所連絡協議会 106,000 100,000 <ul style="list-style-type: none"> ・まちなか交通ガイド（日本語版）作成費 424,000 435,000 <p><内訳></p> <ul style="list-style-type: none"> 北陸鉄道（うちデジタル版保守負担1,000） 188,000 192,000 西日本ジェイアールバス（うちデジタル版保守負担1,000） 48,000 49,000 金沢TMO（うちデジタル化保守負担1,000） 94,000 97,000 金沢駅構内タクシー会（うちデジタル化保守負担1,000） 94,000 97,000 	1,040,000
			市	11,700,000	<ul style="list-style-type: none"> ・交通コンシェルジュ 運営費 5,800,000 ・まちなか交通ガイド（日本語版、外国語版）作成費 4,000,000 ・カーリーテ-2024in金沢 開催費 1,900,000 	5,700,000
			合 計	13,224,000		13,575,000

歳出の部

(単位:円)

款	項	目	項 目	予算額	備 考	(参考)前年度
2	1	1	事業費 交通コンシェルジュ 運営費	6,900,000	<内訳> 交通事業者 市	1,100,000 5,800,000
			まちなか交通が仆 作成費	4,424,000	<内訳> 交通事業者 市	424,000 4,000,000
			カーフリーテ 2024in金沢 開催費	1,900,000	市	1,900,000
合 計				13,224,000		13,575,000

※地域運営交通（チョイソコ）に係る国補助金の内示があった場合には、前年同様決算対応の予定

金沢市交通まちづくり協議会の組織改編について

1. 組織改編の概要

(1) 「地域交通検討専門分科会」の設置

〔理由〕

今後益々、郊外部を中心に地域運営交通の需要が高まることを踏まえ、多様な視点で当該地域運営交通の運行計画（経路・区域、運行形態、便数等）を確認し、合意を得た上で運行する必要があるため、本分科会を設置する。

〔内容〕



〔所管〕

地域の実情に応じた適切な旅客運送（地域運営交通等）の態様、運賃・料金等に関すること。

〔委員構成〕

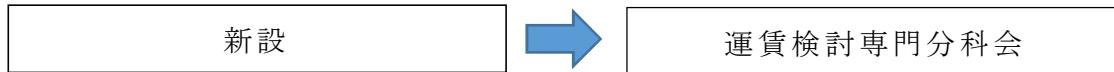
学識経験者（分科会長）、国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所道路管理第一課長、
国土交通省北陸信越運輸局石川運輸支局首席運輸企画専門官（企画調整担当）、石川県土木部道路整備課長、
石川県警察本部交通部交通規制課長、金沢市都市政策局長、金沢市土木局道路管理課長、
一般社団法人石川県タクシー協会専務理事、西日本旅客鉄道株式会社金沢支社地域共生室企画課交通企画室長、
北陸鉄道株式会社/公益社団法人石川県バス協会の役員を兼ねる者、西日本ジェイアールバス株式会社北陸支店長、
IRいしかわ鉄道株式会社総務企画部長、石川県私鉄バス労働組合協議会議長、金沢市町会連合会、
金沢市老人連合会 【計15名】

(2) 「運賃検討専門分科会」の新設

〔理由〕

道路運送法の一部改正（R5.10.1施行）により、乗合バス等（区域運行を除く。）の協議運賃を実施する場合には、出席者を限定した新たな会議体での協議が求められているため、本分科会を新設する。

〔内容〕



〔所管〕

道路運送法第9条第4項の規定に基づく運賃に係る協議に関すること。

〔委員構成〕

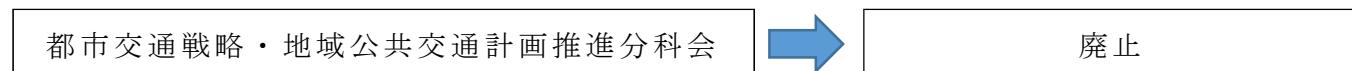
国土交通省北陸信越運輸局長又はその指名する者、金沢市都市政策局長（分科会長）、
運賃を設定し、又は変更しようとする一般乗合旅客運送事業者、金沢市町会連合会【計4名】

(3) 「都市交通戦略・地域公共交通計画推進分科会」の廃止

〔理由〕

第3次金沢交通戦略（金沢市地域公共交通計画）の策定という当初の目的を達成したことから、
本分科会を廃止する。なお、当該戦略のフォローアップについては、交通まちづくり協議会で実施する。

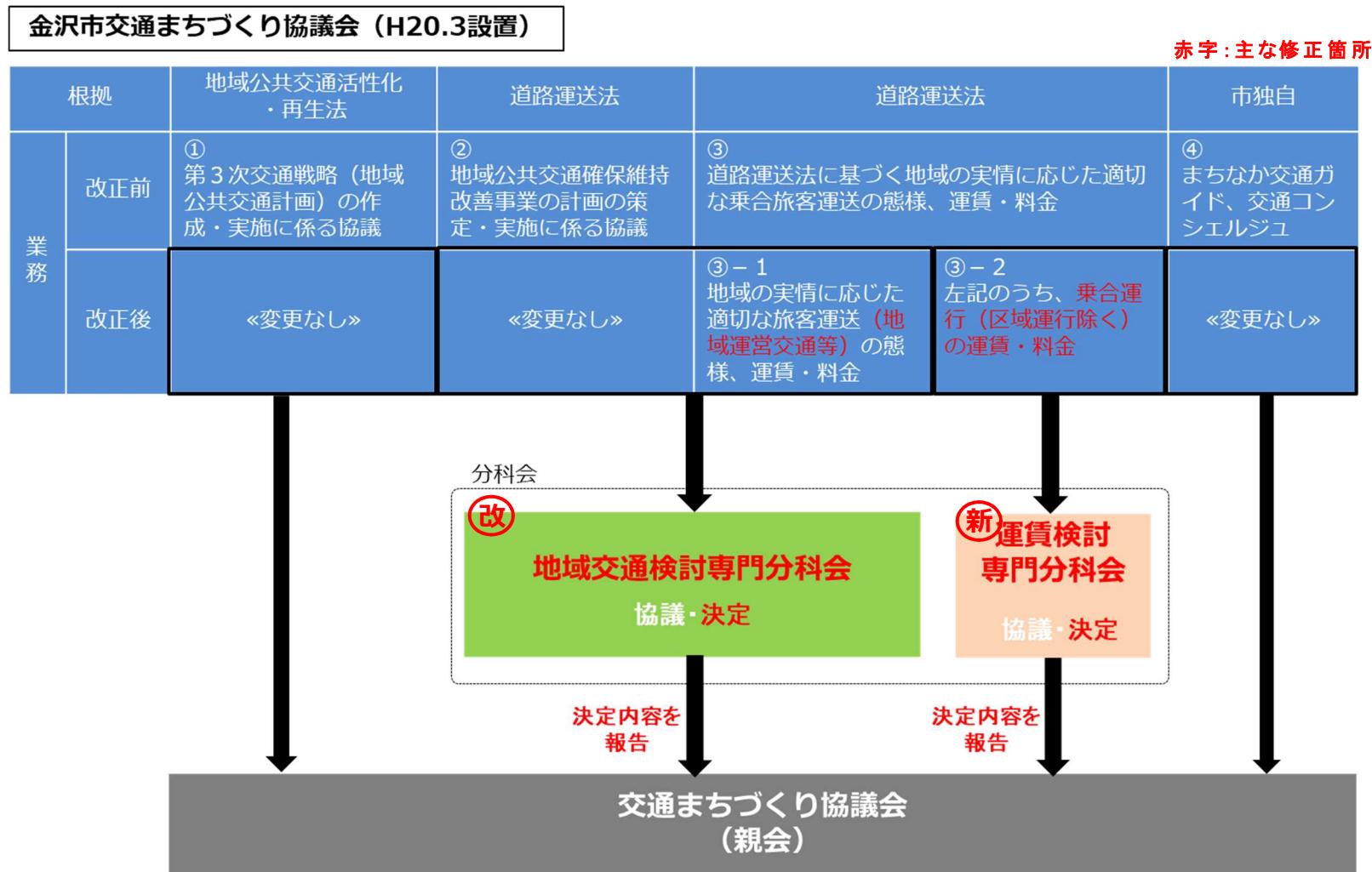
〔内容〕



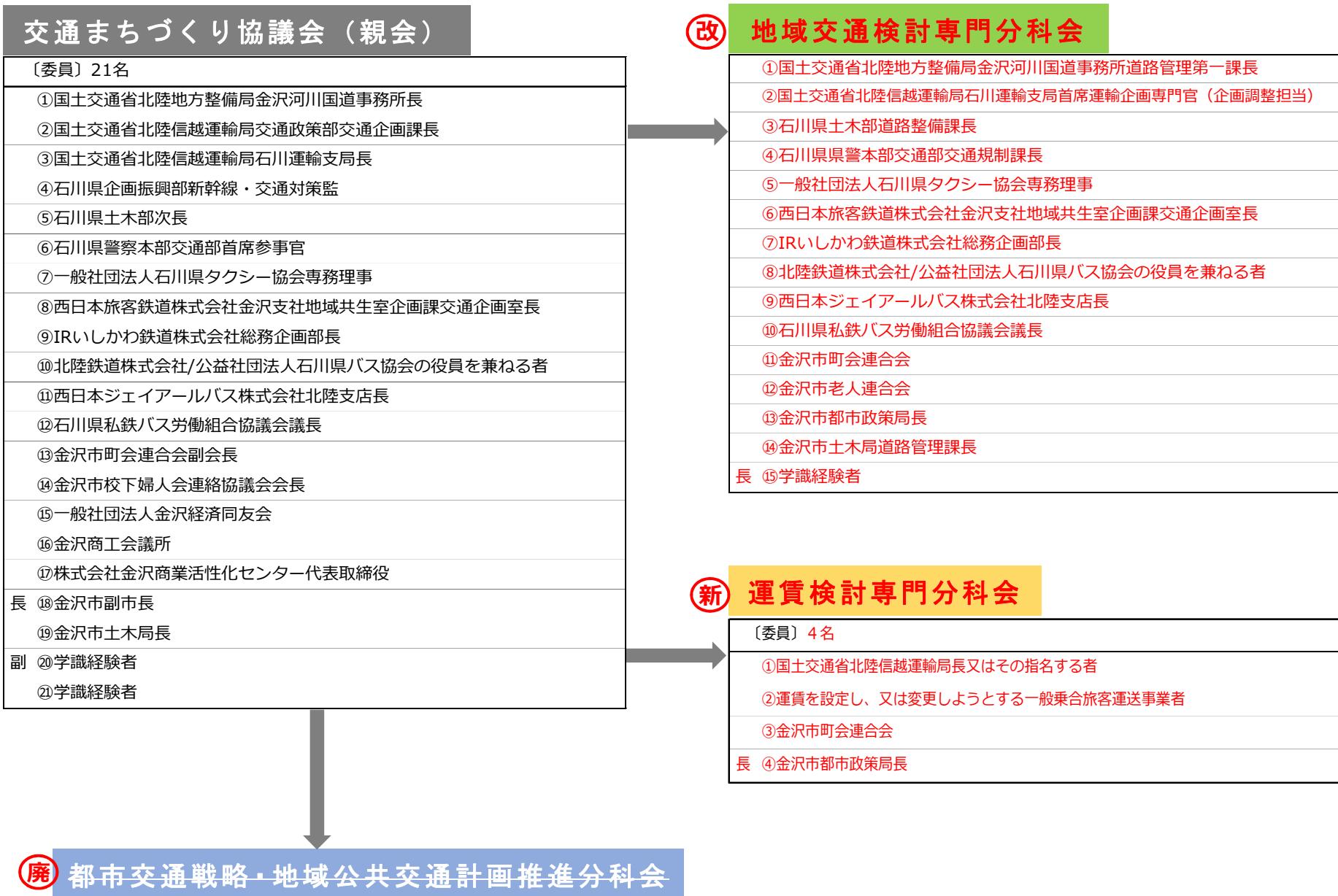
(4) 適用

- (1) (2) : 令和 6 年 4 月 1 日から施行
 (3) : 令和 6 年 3 月 25 日から施行

2. 組織体制



3. 委員構成



金沢市交通まちづくり協議会規約 新旧対照表

		青色網掛部分：地域交通検討専門分科会関係 黄色網掛部分：運賃検討専門分科会関係 着色無し部分：その他	現行
改正案			
金沢市交通まちづくり協議会 (目的) 第1条 金沢市交通まちづくり協議会（以下「協議会」という。）は、地域の関係自治体、交通事業者、住民その他地域の関係者が連携して取り組むことにより第3次金沢交通戦略（令和5年3月23日金沢市長決裁。以下「戦略」という。）を推進するため必要なまちづくりの基本方針や目標、これから取り組む事業及びその実施主体などを定め、交通によるまちづくりを図るための計画の作成及び実施に係る協議その他本市の良好な都市環境の形成に寄与するための交通政策の検討を行うと共に、戦略の進捗を管理し、必要に応じ見直しを行うほか、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事業を協議するため設置する。	金沢市交通まちづくり協議会 (平成20年3月21日制定) 最終改正 令和6年3月 日 (目的) 第1条 金沢市交通まちづくり協議会（以下「協議会」という。）は、地域の関係自治体、交通事業者、住民その他地域の関係者が連携して取り組むことにより第3次金沢交通戦略（令和5年3月23日金沢市長決裁。以下「戦略」という。）を推進するため必要なまちづくりの基本方針や目標、これから取り組む事業及びその実施主体などを定め、交通によるまちづくりを図るための計画の作成及び実施に係る協議その他本市の良好な都市環境の形成に寄与するための交通政策の検討を行うと共に、戦略の進捗を管理し、必要に応じ見直しを行うほか、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事業を協議するため設置する。	(平成20年3月21日制定) 最終改正 令和5年4月1日	
(事務所) 第2条 協議会は、事務所を金沢市広坂1丁目1番1号に置く。	(事務所) 第2条 協議会は、事務所を金沢市広坂1丁目1番1号に置く。		
(事業) 第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。 (1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「再生法」という。）に基づく地域公共交通計画の作成及び実施に係る協議に関すること。 (2) 都市・地域総合交通戦略の作成及び実施に係る協議に関すること。 (3) 地域公共交通確保維持改善事業の計画の策定及び実施に係る協議に関すること。	(事業) 第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。 (1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「再生法」という。）に基づく地域公共交通計画の作成及び実施に係る協議に関すること。 (2) 都市・地域総合交通戦略の作成及び実施に係る協議に関すること。 (3) 地域公共交通確保維持改善事業の計画の策定及び実施に係る協議に関すること。		

- (4) 事業実施の決定、進捗管理に関すること。
- (5) **地域の実情に応じた適切な旅客運送（地域運営交通等）の態様及び運賃・料金等に関すること。**
- (6) 前5号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

- 第4条 協議会は、**別表**に掲げる委員をもって組織する。
- 2 協議会に、会長1名及び副会長1名を置く。

(会長及び副会長)

- 第5条 会長は金沢市副市長を充てるものとし、副会長は、次条の規定に基づき、委員となるべき者の中から、会長が指名する。
- 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(委員の任期)

- 第6条 委員の任期は、次のとおりとする。
- (1) **別表**に掲げる委員のうち、行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。
 - (2) 前号以外の委員については、2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

- 第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができるこ

- (4) 事業実施の決定、進捗管理に関すること。
- (5) **道路運送法に基づく地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること。**
- (6) 前5号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

- 第4条 協議会は、**別表1**に掲げる委員をもって組織する。
- 2 協議会に、会長1名及び副会長1名を置く。

(会長及び副会長)

- 第5条 会長は金沢市副市長を充てるものとし、副会長は、次条の規定に基づき、委員となるべき者の中から、会長が指名する。
- 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(委員の任期)

- 第6条 委員の任期は、次のとおりとする。
- (1) **別表1**に掲げる委員のうち、行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。
 - (2) 前号以外の委員については、2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

- 第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができるこ

- ととし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 会議の議決方法は、出席委員の過半数をもって決するものとし、可否同数の場合は会長の決するところによる。ただし、事業実施に係る議案については、事業の実施主体として定められた者の同意を要する。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 協議会は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員は、その協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第9条 協議会に提案する事項について、協議又は調整を行うため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第10条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討又は協議を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

2 第3条第5号に掲げる事項のうち、道路運送法第9条第4項の規定に基づき、路線等に係る運賃について協議するため協議会に分科会を置く。

3 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

- ととし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

- 4 会議の議決方法は、出席委員の過半数をもって決するものとし、可否同数の場合は会長の決するところによる。ただし、事業実施に係る議案については、事業の実施主体として定められた者の同意を要する。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 協議会は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員は、その協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第9条 協議会に提案する事項について、協議又は調整を行うため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第10条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

<p>(事務局)</p> <p>第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 事務局は、金沢市都市政策局交通政策課に置く。 3 事務局に事務局長を置き、金沢市都市政策局交通政策課長をもって充てる。 4 事務局員は、金沢市都市政策局交通政策課の職員をもって充てる。 5 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。 <p>(経費の負担)</p> <p>第12条 協議会の運営に要する経費は、協議会の予算の定めるところにより補助金、負担金及びその他の収入により負担するものとする。</p> <p>(監査)</p> <p>第13条 協議会に監査委員2名を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 監査委員は、会長が協議会の委員の中から選任する。 3 協議会の出納監査は、監査委員によって行う。 4 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。 5 前各項に定めるもののほか、監査委員に関し必要な事項は、会長が別に定める。 <p>(財務に関する事項)</p> <p>第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>(協議会が解散した場合の措置)</p> <p>第15条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。</p> <p>(委任)</p> <p>第16条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。</p>	<p>(事務局)</p> <p>第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 事務局は、金沢市都市政策局交通政策課に置く。 3 事務局に事務局長を置き、金沢市都市政策局交通政策課長をもって充てる。 4 事務局員は、金沢市都市政策局交通政策課の職員をもって充てる。 5 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。 <p>(経費の負担)</p> <p>第12条 協議会の運営に要する経費は、協議会の予算の定めるところにより補助金、負担金及びその他の収入により負担するものとする。</p> <p>(監査)</p> <p>第13条 協議会に監査委員2名を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 監査委員は、会長が協議会の委員の中から選任する。 3 協議会の出納監査は、監査委員によって行う。 4 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。 5 前各項に定めるもののほか、監査委員に関し必要な事項は、会長が別に定める。 <p>(財務に関する事項)</p> <p>第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>(協議会が解散した場合の措置)</p> <p>第15条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。</p> <p>(委任)</p> <p>第16条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。</p>
---	---

附 則

1 この規約は、平成20年3月21日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成21年2月27日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成22年2月26日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成23年2月25日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成23年12月21日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成27年3月24日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成28年3月24日から施行する。

附 則

1 この規約は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この規約は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

1 この規約は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

1 この規約は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成20年3月21日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成21年2月27日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成22年2月26日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成23年2月25日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成23年12月21日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成27年3月24日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成28年3月24日から施行する。

附 則

1 この規約は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この規約は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

1 この規約は、令和5年4月1日から施行する。

(別表)

区分	委員
学識経験者	
国	国土交通省 北陸信越運輸局 交通政策部 交通企画課長
	国土交通省 北陸地方整備局 金沢河川国道事務所長
	国土交通省 北陸信越運輸局 石川運輸支局長
県	石川県 企画振興部 新幹線・交通対策監
	石川県 土木部 次長
	石川県 警察本部 交通部 首席参事官
交通事業者等	一般社団法人石川県タクシー協会 専務理事
	西日本旅客鉄道株式会社 金沢支社 地域共生室 企画課 交通企画室長
	IRいしかわ鉄道株式会社 総務企画部長
	北陸鉄道株式会社 公益社団法人石川県バス協会の役員を兼ねる者
	西日本ジェイアールバス株式会社 北陸支店長
労働組合等	石川県私鉄バス労働組合協議会 議長
市民団体	金沢市町会連合会 副会長
	金沢市校下婦人会連絡協議会 会長
経済団体	一般社団法人金沢経済同友会
	金沢商工会議所
商業者等	株式会社金沢商業活性化センター 代表取締役
市	金沢市 副市長
	金沢市 土木局長

(別表1)

区分	委員
学識経験者	
国	国土交通省 北陸信越運輸局 交通政策部 交通企画課長
	国土交通省 北陸地方整備局 金沢河川国道事務所長
	国土交通省 北陸信越運輸局 石川運輸支局長
県	石川県 企画振興部 新幹線・交通対策監
	石川県 土木部 次長
	石川県 警察本部 交通部 首席参事官
交通事業者等	一般社団法人石川県タクシー協会 専務理事
	西日本旅客鉄道株式会社 金沢支社 地域共生室 企画課 交通企画室長
	IRいしかわ鉄道株式会社 総務企画部長
	北陸鉄道株式会社 公益社団法人石川県バス協会の役員を兼ねる者
	西日本ジェイアールバス株式会社 北陸支店長
労働組合等	石川県私鉄バス労働組合協議会 議長
市民団体	金沢市町会連合会 副会長
	金沢市校下婦人会連絡協議会 会長
経済団体	一般社団法人金沢経済同友会
	金沢商工会議所
商業者等	株式会社金沢商業活性化センター 代表取締役
市	金沢市 副市長
	金沢市 土木局長

金沢市交通まちづくり協議会地域交通検討専門分科会規程 新旧対照表

地域交通検討専門分科会規程（案）	地域輸送サービス検討専門分科会規程
<p>金沢市交通まちづくり協議会<u>地域交通検討専門分科会</u> (平成24年11月26日制定) 最終改正 令和6年3月 日</p> <p>(目的) 第1条 <u>道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事業を協議するため、金沢市交通まちづくり協議会規約第10条の規定により、金沢市交通まちづくり協議会（以下「協議会」という。）に地域交通検討専門分科会（以下「分科会」という。）を置く。</u></p> <p>(所管事項) 第2条 分科会は、次の各号に掲げる事項を所管する。 (1) <u>地域の実情に応じた適切な旅客運送（地域運営交通等）の態様及び運賃・料金等に関すること。</u> (2) 前号に掲げるもののほか、分科会の目的を達成するために必要なこと。</p> <p>(組織) 第3条 分科会は、別表に掲げる委員（以下「分科会員」という。）をもって組織する。 2 分科会に、分科会長1名を置く。</p> <p>(分科会長) 第4条 分科会長は、あらかじめ協議会の会長が指名した者が務める。 2 分科会長は、分科会を代表し、その会務を総理する。</p>	<p>金沢市交通まちづくり協議会<u>地域輸送サービス検討専門分科会</u> (平成24年11月26日制定) 最終改正 令和3年6月14日</p> <p>(目的) 第1条 <u>地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため、金沢市交通まちづくり協議会規約第10条の規定に基づき、金沢市交通まちづくり協議会（以下「協議会」という。）に地域輸送サービス検討専門分科会（以下「分科会」という。）を置く。</u></p> <p>(所管事項) 第2条 分科会は、次の各号に掲げる事項を所管する。 (1) <u>道路運送法に基づく地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること。</u> (2) 前号に掲げるもののほか、分科会の目的を達成するために必要なこと。</p> <p>(組織) 第3条 分科会は、別表に掲げる委員（以下「分科会員」という。）をもって組織する。 2 分科会に、分科会長1名を置く。</p> <p>(分科会長) 第4条 分科会長は、あらかじめ協議会の会長が指名した者が務める。 2 分科会長は、分科会を代表し、その会務を総理する。</p>

<p>(<u>分科会員</u>の任期)</p> <p>第5条 <u>分科会員</u>の任期は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>分科会員</u>のうち、行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。</p> <p>(2) <u>分科会員のうち、前号以外のもの</u>については、2年とする。ただし、欠員により新たに<u>分科会員</u>となった者の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 分科会の会議（以下「会議」という。）は、分科会長が招集し、分科会長が議長となる。</p> <p>2 分科会員は、必要があると認めるときは、分科会長に対し、会議の招集を要請することができる。</p> <p>3 会議は、分科会員の過半数が出席しなければ、開くことができない。</p> <p>4 分科会員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ分科会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該分科会員の出席とみなす。</p> <p>5 会議の議決方法は、出席分科会員の過半数をもって決するものとし、可否同数の場合は分科会長の決するところによる。</p> <p>6 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。</p> <p>7 分科会は、必要があると認めるときは、分科会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。</p> <p>8 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、分科会長が別に定める。</p> <p>(分科会協議結果の協議会への報告義務)</p> <p>第7条 分科会で協議が調った事項については、協議会へ<u>報告しなければならない。</u></p>	<p>(<u>委員</u>の任期)</p> <p>第5条 <u>委員</u>の任期は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>別表に掲げる委員</u>のうち、行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。</p> <p>(2) <u>前号以外の委員</u>については、2年とする。ただし、欠員により新たに<u>委員</u>となった者の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 分科会の会議（以下「会議」という。）は、分科会長が招集し、分科会長が議長となる。</p> <p>2 分科会員は、必要があると認めるときは、分科会長に対し、会議の招集を要請することができる。</p> <p>3 分科会員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ分科会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該分科会員の出席とみなす。</p> <p>4 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。</p> <p>5 分科会は、必要があると認めるときは、分科会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。</p> <p>6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、分科会長が別に定める。</p> <p>(分科会協議結果の協議会への報告義務)</p> <p>第7条 分科会で協議が調った事項については、協議会へ<u>報告し、協議会で協議しなければならない。</u></p>
---	--

(処務)

第8条 分科会の処務は、協議会の事務局が行う。

附 則

この規程は、平成24年11月26日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年6月14日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(処務)

第8条 分科会の処務は、協議会の事務局が行う。

附 則

この規程は、平成24年11月26日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年6月14日から施行する。

別表

区分	委員
学識経験者	
国	<u>国土交通省 北陸地方整備局 金沢河川国道事務所 道路管理第一課長</u>
	<u>国土交通省 北陸信越運輸局 石川運輸支局 首席運輸企画専門官（企画調整担当）</u>
県	<u>石川県 土木部 道路整備課長</u>
	<u>石川県警本部 交通部 交通規制課長</u>
交通事業者等	一般社団法人石川県タクシー協会 専務理事
	<u>西日本旅客鉄道株式会社 金沢支社 地域共生室 企画課交通企画室長</u>
	<u>IRいしかわ鉄道株式会社 総務企画部長</u>
	北陸鉄道株式会社 公益社団法人石川県バス協会の役員を兼ねる者
	西日本ジェイアールバス株式会社 北陸支店長
	<u>石川県私鉄バス労働組合協議会 議長</u>
市民団体	<u>金沢市町会連合会</u>
	<u>金沢市老人連合会</u>
市	<u>金沢市 都市政策局長</u>
	<u>金沢市 土木局 道路管理課長</u>

別表

区分	委員
学識経験者	
国	<u>国土交通省 北陸信越運輸局 石川運輸支局 首席運輸企画専門官（輸送・監査担当）</u>
	一般社団法人石川県タクシー協会 専務理事
	北陸鉄道株式会社 公益社団法人石川県バス協会の役員を兼ねる者
	西日本ジェイアールバス株式会社 北陸支店長
<u>株式会社金沢商業活性化センター 代表取締役</u>	

金沢市交通まちづくり協議会運賃検討専門分科会規程

運賃検討専門分科会規程（案）

金沢市交通まちづくり協議会運賃検討専門分科会

制定 令和6年3月 日

（目的）

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項の規定に基づき、路線等に係る運賃について協議するため、金沢市交通まちづくり協議会規約第10条の規定により、金沢市交通まちづくり協議会（以下「協議会」という。）に運賃検討専門分科会（以下「分科会」という。）を置く。

（所管事項）

第2条 分科会は、次の各号に掲げる事項を所管する。

- (1) 道路運送法第9条第4項の規定に基づく運賃に係る協議に関する事項。
- (2) 前号に掲げるもののほか、分科会の目的を達成するために必要な事項。

（組織）

第3条 分科会は、別表に掲げる委員（以下「分科会員」という。）をもって組織する。

2 分科会に、分科会長1名を置く。

（分科会長）

第4条 分科会長は、あらかじめ協議会の会長が指名した者が務める。

2 分科会長は、分科会を代表し、その会務を総理する。

（分科会員の任期）

第5条 分科会員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 分科会員のうち、行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。
- (2) 分科会員のうち、運賃を設定又は変更をしようとする一般乗合旅客自動車運送事業者については、運賃に係る協議が終了したときまでとする。
- (3) 分科会員のうち、前各号以外のものについては、2年とする。ただし、欠員により新たに分科会員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

- 第6条 分科会の会議（以下「会議」という。）は、分科会長が招集し、分科会長が議長となる。
- 2 分科会員は、必要があると認めるときは、分科会長に対し、会議の招集を要請することができる。
 - 3 会議は、分科会員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
 - 4 分科会員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ分科会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該分科会員の出席とみなす。
 - 5 会議の議決方法は、出席分科会員の過半数をもって決するものとし、可否同数の場合は分科会長の決するところによる。
 - 6 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
 - 7 分科会は、必要があると認めるときは、分科会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
 - 8 前各項に定めるもののほか、会議の運営に關し必要な事項は、分科会長が別に定める。

（分科会協議結果の協議会への報告義務）

- 第7条 分科会で協議が調った事項については、協議会へ報告しなければならない。

（処務）

- 第8条 分科会の処務は、協議会の事務局が行う。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表

委 員
国土交通省 北陸信越運輸局長 又は その者が指名する者
金沢市 都市政策局長
運賃を設定又は変更をしようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
金沢市町会連合会

参考1 地域運営交通とは

1. 地域運営交通とは

- 公共交通の不便な地域において、通院や買い物など日常生活に必要な移動手段を確保するため、地域住民自らが「つくり・育て・守る」交通で、持続的な運行を目指すもの
- 第3次金沢交通戦略での位置付けは右記のとおり

第3次金沢交通戦略が目指す姿

【基本的な考え方】

歩行者・自転車・公共交通優先のまちづくり

交通から暮らしの質やまちの魅力を高めるまちづくり



2. 運行のイメージ

- 右記の運行方法（3種類）を基本に、地域の実情に合わせ、運行内容（経路・区域、目的地、形態、便数、運賃・料金、車両等）をカスタマイズ

①路線定期運行（例：路線バス）

運行の経路及び時刻をあらかじめ定めて運行



②路線不定期運行（例：デマンドバス）

運行の経路のみあらかじめ定め、予約があった場合のみ運行



③区域運行（例：AIデマンド交通（乗合タクシー））

運行の経路を定めず、利用者の予約に応じてあらかじめ定めた区域内を運行



1. 本格運行費補助

- ・自主運営団体の世帯数に応じ、赤字部分に対し60%～80%補助

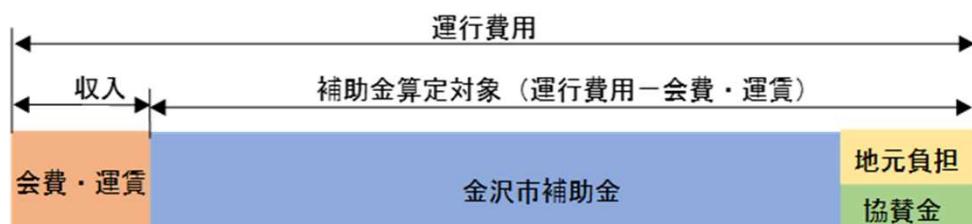
100～249世帯	80%
250～999世帯	75%
1000～1999世帯	70%
2000世帯～	60%

- ・重点地区については最大20%加算

- ①公共交通重要路線に接続する場合
 - ②バス路線が無い、便数が少ない場合
- ※補助率上限90%

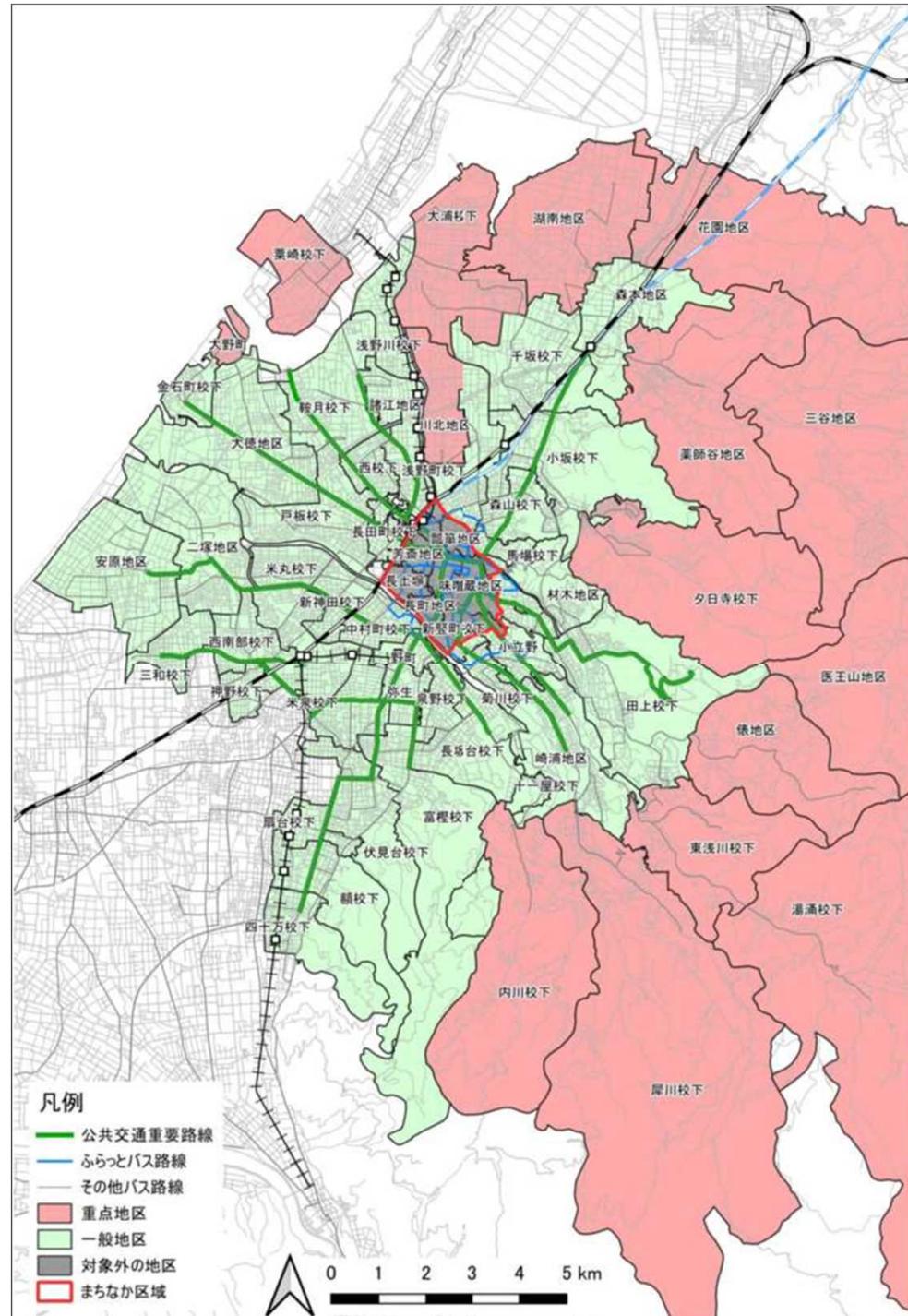
2. 収入基準の緩和

- ・本格運行開始後5年度に限り、収入基準を10%から5%に緩和



3. 試験運行費補助

- ・赤字部分は100%補助



参考3 地域運営交通の本格導入事例

地域	大浦・川北 H26~	内川 H26~	北部地区 R5~ 湖南、薬師谷、三谷、 旭日、医王山、夕日寺
名称	おおらっこ・かわきた号	青竹号	チョイソコかなざわ
主な目的地	東金沢駅 イータウン金沢 循環器病院	平和町バス停 大桑タウン 市立病院	イオン金沢 森本駅 浅ノ川総合病院
交通手段	マイクロバス ・ ジャンボタクシー	ジャンボタクシー ・ 小型タクシー	ジャンボタクシー
運行日・便数	定時定路線 火曜・金曜 (各便)	定期：平日毎日 (4便) 予約：平日毎日 (最大5便)	区域運行 予約：平日毎日
運行方法	貸切・乗用	乗用	乗合
料金体系	登録・会費制 1世帯当たり 1,000円／年	登録・会費制 大人一人当たり 1,000円／月 小人一人当たり 500円／月	登録・運賃制 湖南・薬師谷 300円／回 上記ほか 400円／回
利用者数	5,241人 (R4)	3,091人 (R4)	4,156人 (R5.4~12)
補助率	80%	29 90%	90%

(1) 経緯

地域の関係者の連携・協働（共創）を通じ、利便性・持続可能性・生産性の高い地域公共交通への「リ・デザイン」（再構築）を進めるための「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部改正（R5.4.28公布）」による道路運送法の一部改正で、
乗合バス等の協議運賃に関する規定が変更（R5.10.1施行）

運賃を定めようとする交通事業者以外の事業者などが一堂に会する場（金沢市交通まちづくり協議会）での協議が独禁法に抵触するおそれ

(2) 改正内容（道路運送法第9条関係）

- ・**乗合バス等（区域運行除く）で協議運賃を実施する場合、独禁法に抵触しないために構成員を限定し、金沢市交通まちづくり協議会とは別の形（新たな会議体）で協議する必要**

【新会議体の構成員】

- ① 路線・区域を含む市町村（又は都道府県）
- ② 運賃を定める交通事業者
- ③ 管轄の地方運輸局長又はその指名する者
- ④ ①の市町村の長（又は都道府県の長）が関係住民の意見を代表する者として指名する者

- ・新協議会の開催前に、市町村は、住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させる措置を講じる必要

【利用者等の意見を反映させるために必要な措置（例）】

- ①公聴会の開催、②パブリックコメントの募集、③市政広報誌への掲載
 - ④地域住民に対するアンケート調査、
 - ⑤関係する事業者や事業者団体へのヒアリングの実施
- ①②③のいずれか、あるいは④+⑤を実施する

令和6年度の金沢市の取組等について

第3次金沢交通戦略が目指す「歩行者・自転車・公共交通優先のまちづくり」「交通から暮らしの質やまちの魅力を高めるまちづくり」の実現に向け、以下の施策を実施（抜粋）



■第3次金沢交通戦略の施策体系

基本的な
考え方

歩行者・自転車・公共交通優先のまちづくり
交通から暮らしの質やまちの魅力を高めるまちづくり

拡充

新規

実現に向けた施策展開

〔基本方針〕

1. 持続可能な交通ネットワークの形成 ~地域の実情に応じた公共交通の充実~

2. 交通機能の連携強化 ~便利で円滑な交通の実現~

3. 交通利用環境の向上 ~快適で安全な利用環境づくり~

4. 人が中心となるまちなかの形成 ~歴史と文化が薫る歩きたくなる空間づくり~

5. 交通行動の転換 ~公共交通の利用促進と普及啓発~

メリハリをつけて計画を推進

〔重点的な取組〕

- ・ハード・ソフト両面からの連携を強化することで、地域に応じた移動手段を充実
- ・公共交通の利用促進と普及啓発を強化

新しい交通システム
(第1段階)の整備
※バスのサービス水準向上

地域住民による
移動手段の充実
(地域運営交通)

公共シェアサイクル
「まちのり」
の充実

金沢 MaaS
の推進

モビリティハブ
の整備

1. 改 公共交通サービス高度化推進事業費 14,000 千円

まちの拠点性を高め、人の交流を促す公共交通サービス高度化実施計画を実践

新 複数の移動手段の結節点となるモビリティハブの整備に向けた基本設計に着手

都心軸のバス専用レーンの休日や時間帯の拡大に向けた社会実験の実施

複数のバス事業者の路線を一元的に表示する案内表示の設置

新 広坂バス停

改 橋場町バス停

2. 改 金沢MaaS推進事業費 10,300 千円

多様な移動手段と他分野のサービスが継ぎ目なく提供される金沢 MaaS を推進

新 金沢駅以西の IR いしかわ鉄道線と石川線との乗継円滑化に向けた実証実験の実施

新 交通サービスアプリ「のりまつし金沢」の利便性や操作性の向上

改 金沢まちなか交通ガイド（6 外国語）のデジタル化

3. 改 地域運営交通支援費 31,780 千円

郊外部の移動手段を確保するため、住民主体で運営するバス等の運行を支援

本格運行に係る経費と収入の差額に対し助成 補助率世帯数に応じて 6/10～8/10
(重点区域加算)

バス路線の便数が少ない地区におけるバス等の運行に対し、補助率を 1/10 加算

公共交通重要路線に接続するバス等の運行に対し、補助率を 1/10 加算

新 鈴見・若松地区の本格運行を支援

犀川地区の AI デマンド交通運行実験を支援

運行計画の策定や運行実験を支援など

4. 新 第3期「まちのり」構築費 25,000 千円

第3期「まちのり」の構築に着手（令和7年4月供用開始予定）

電動アシスト自転車 500 台→700 台程度

ポート約 75 か所→ 100 か所程度

5. 新 金沢ふらっとバス電動化事業費 73,000 千円

まちなかにおける環境配慮型モビリティとして、ふらっとバスに電動バスを導入
此花ルートの電動化に着手

6. 改 モビリティマネジメント推進費 2,200 千円

第3次金沢交通戦略のめざす「歩行者・自転車・公共交通優先のまちづくり」を広く市に発信
新 交通サービスアプリの利用を促進するための出前講座を交通事業者と連携して開催
改 公共交通利用促進啓発イベントの開催

7. 改 大学生モビリティマネジメント事業 10,000 千円

学生の公共交通利用とまちなかへの来街を促進
新 大学周辺でバスとまちのりの相互利用による効果検証するためのモデル事業を実施

8. 改 自転車活用推進計画改定費 2,200 千円

自転車の利用実態を踏まえ、自転車活用推進計画の中間見直しを実施